

札幌市医療的ケア児保育モデル事業

札幌市子ども未来局子育て支援部

■■■ 1 モデル事業の利用にあたって

札幌市在住で、日常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とし、かつ集団保育が可能なお子様をお預かりする「札幌市医療的ケア児保育モデル事業」を実施します。

以下のとおり、医療的ケアを行う必要のあるお子様を公募します。

● モデル事業実施保育所等

施設名（通称）	所在地	施設種類	公募人数
札幌市中央区保育・子育て支援センター（ちあふる・ちゅうおう）	札幌市中央区南7条西13丁目1-1	保育所	1名
札幌市北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）	札幌市北区北25条西3丁目3-3	保育所	1名
札幌市東区保育・子育て支援センター（ちあふる・ひがし）	札幌市東区北9条東7丁目1-25	保育所	1名
札幌市白石区保育・子育て支援センター（ちあふる・しろいし）	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1	保育所	なし
札幌市厚別区保育・子育て支援センター（ちあふる・あつべつ）	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目1-10	保育所	1名
札幌市豊平区保育・子育て支援センター（ちあふる・とよひら）	札幌市豊平区月寒東1条4丁目2-11	保育所	1名
札幌市立認定こども園にじいろ	札幌市清田区真栄2条1丁目11-20	認定こども園	1名
札幌市西区保育・子育て支援センター（ちあふる・にし）	札幌市西区二十四軒3条5丁目6-11	保育所	1名
札幌市手稲区保育・子育て支援センター（ちあふる・ていね）	札幌市手稲区手稲本町3条2丁目4-15	保育所	なし

● 対象年齢

入所希望施設区分	対象年齢	保育を必要とする事由
保育所又は認定こども園（保育所部分）	0歳から小学校に入学するまで	必要
認定こども園（幼稚園部分）	満3歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から小学校に入学するまで	不要

- 保育日
月曜日から金曜日まで（休園日を除く）。
- 医療的ケア児保育時間
下記の時間を医療的ケア児保育時間として、看護師を配置し、医療的ケアを行います。
午前8時45分から午後5時15分
※お子様の状況によっては、保育標準時間の認定を受けている場合でも、医療的ケア児保育時間以外の受入ができない場合があります。

■■■ 2 利用申込

※本モデル事業の他に、保育所や幼稚園等の入所申込みをしている（又はする予定である）場合は、事前に子育て支援課（Tel011-211-2988）までご相談ください。

- 募集時期
令和5年（2023年）12月25日（月）～令和6年2月22日（木）まで
- 申込窓口
 - (1) 保育所又は認定こども園（保育所部分）の入所希望の場合
お住まいの区の健康・子ども課子ども家庭福祉（担当）係に、通常の保育所入所に係る教育・保育給付認定手続きと併せて、以下の申請書類をご提出ください。様式は、区健康・子ども課又はさっぽろ子育て情報サイト（<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/8237.html>）から入手できます。
 - (ア) 医療的ケア実施申出書（様式1）
 - (イ) 主治医意見書（様式2-1）
 - (ウ) 医療的ケア指示書（様式2-2）
 - (エ) お子様が身体障害者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し※5施設まで保育所又は認定こども園（保育所部分）を同時に申込み可能です。
 - (2) 認定こども園（幼稚園部分）の入所希望の場合
入所希望の認定こども園に、通常の認定こども園（幼稚園部分）入所に係る教育・保育給付認定手続きと併せて、以下の申請書類をご提出ください。様式は、認定こども園又はさっぽろ子育て情報サイト（<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/8237.html>）から入手できます。
 - (ア) 医療的ケア実施申出書（様式1）
 - (イ) 主治医意見書（様式2-1）
 - (ウ) 医療的ケア指示書（様式2-2）
 - (エ) お子様が身体障害者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し

■■■ 3 保育料等について

通常の保育所等入所と同様の負担があります。また、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等については保護者に準備していただきます。

■■■ 4 利用申込から入所決定まで

入所相談・見学

<保育所又は認定こども園（保育所部分）の入所希望の場合>

- ・お住まいの区の健康・子ども課子ども家庭福祉（担当）係、子育て支援課へご相談ください。

<認定こども園（幼稚園部分）の入所希望の場合>

- ・入所希望の認定こども園、子育て支援課へご相談ください。

<共通事項>

- ・お子様の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、利用開始までの流れを説明いたします。
- ・入所希望施設の見学をお願いします。



利用申込 【令和5年12月25日（月）～令和6年2月22日（木）】

- ・上記「2 利用申込」のとおり、申込を行ってください。



観察保育（面談） 【申込後随時】

- ・ご提出いただいた上記書類は、子ども未来局子育て支援部へ回送されます。その後、子ども未来局が必要に応じてヒアリングを実施します。
- ・入所希望の実施保育所等より観察保育（面談）のご案内をいたします。
- ・観察保育（面談）にて、保護者、お子様同席で保育体験と、所長、園長、子育て支援課職員との面談をさせていただきます。
- ・観察保育（面談）の際の医療的ケアについては保護者に実施していただきます。





医療的ケア児入所検討会議開催 【3月】

- ・関係者等による入所検討会議で、お子様の医療的ケアの内容、主治医意見書、観察保育の実施結果等から、医療的ケアの対応及び集団保育を安全に実施することが可能であるかどうかを判断します。
- ・入所希望者が複数名いる実施保育所等においては、医療的ケアの対応及び集団保育を安全に実施することが可能であると判断されたお子様の中から、以下の優先順位に基づき、医療的ケアを実施するお子様を決定します。

<保育所の場合>

- ・区の保健福祉部で作成する利用調整基準表に基づき、入所希望日時点の保育の必要度の高い方から優先します。

<認定こども園の場合>

- ・保育の必要性の観点から、幼稚園部分の入所希望者よりも保育所部分の入所希望者を優先します。
- ・保育園部分の入所希望者が複数名いる場合は、区の保健福祉部で作成する利用調整基準表に基づき、入所希望日時点の保育の必要度の高い方から優先します。
- ・幼稚園部分の入所希望者が複数名いる場合は、抽選で優先順位を決定します。



利用決定通知・医療的ケア実施内容の確認 【3月下旬】

- ・検討により受入が決定しましたら、利用決定通知と併せて「医療的ケア実施内容通知書」を保護者へお渡しします。
- ・通知書は主治医の意見書に基づき、実施する医療的ケアの内容や緊急時の対応について事前にお知らせするものです。内容について十分にご理解のうえ、入所の承諾をいただきます。



施設との面談、入所準備 【4月】

- ・実施保育所等において、入所に関する重要事項説明、医療的ケアの実施方法の確認をいたします。
- ・実施保育所等は、受入体制を整えます。





利用開始 【5月予定】

- ・実施保育所等での保育及び医療的ケアを開始します。ただし、実施する医療的ケアの内容、実施保育所等の体制整備等により、スケジュールが前後する場合があります。
- ・安全に医療的ケアを実施するため、利用開始にあたって保護者の方に同伴通所をお願いする場合があります。（同伴通所の期間については、お子様の状態、医療的ケアの内容により、実施保育所等と保護者との相談となります。）

■■■ 5 注意事項

お申込みにあたっては、あらかじめ以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

- (1) 医療的ケアが必要なお子様の実施保育所での受入は、お子様が集団保育可能な状態にあることが前提であり、以後の手续により集団保育が困難と判断される場合には、お預かりすることができません。また、必要に応じて、利用申込後にお子様の状況についてヒアリングを実施させていただくことがあります。
- (2) お子様の健康状態や必要とする医療的ケアの内容によっては、実施保育所等の受入ができない場合があります。
- (3) お子様の状況によっては、保育標準時間の認定を受けている場合でも、医療的ケア児保育時間以外の受入ができない場合があります。
- (4) 実施保育所等への入所後も、定期的にお子様を受診させ、実施保育所等での医療的ケア実施状況を主治医に伝え、診察結果や主治医からの指示事項等を実施保育所等の所長に報告してください。
- (5) お子様の状態に変化等があったときには、必ず主治医の診断を受け、その結果を実施保育所等の所長に報告してください。
- (6) 進級時には、お子様に主治医の診察を受けさせ、実施保育所等の所長に主治医意見書等を提出してください。
- (7) お子様の医療的ケアの内容に変更又は追加があった場合には、その内容を速やかに実施保育所等の所長に報告するとともに、主治医意見書等を提出してください。
- (8) 主治医の指示により、お子様に対する医療的ケアの内容に変更又は追加があったときには、再度の手續が必要となる場合があります。
- (9) 複数の緊急連絡先を実施保育所等に必ず登録するとともに、実施保育所等から連絡があったときには、速やかに対応していただくようお願いいたします。
- (10) 登所時にお子様の健康状態について、健康観察表をもとに担任保育士、看護師、所長等に報告し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。
- (11) 医療的ケアの実施及びそれに関連する手続きに要する経費を負担するとともに、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療器具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、実施保育所等の所長に預託してください。
- (12) 実施保育所等の所長が必要と判断する場合は、お子様を保育中、実施保育所等に待機し、

看護師とともに医療的ケアの実施に当たってください。

- (13) 医療的ケアを実施する看護師が不在のとき及びお子様の体調が良好でないときは、実施保育所等での保育の受入ができない場合があります。
- (14) 実施保育所等の施設外で保育が行われる場合は、お子様に対し医療的ケアを実施できない場合があります。
- (15) その他、実施保育所等の所長から要請等があった場合は、お子様に同伴し、又は要請等に速やかに対処できる場所で待機するなど、必要なご協力をお願いいたします。
- (16) 緊急やむを得ない場合には、保護者の同意を得る前にお子様を緊急搬送する場合があります。
- (17) 受入の検討を行う際や入所後に、提出書類やお子様の情報を関係機関と共有する場合があります。

問い合わせ先

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 事務係・医療的ケア児保育推進担当係
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
電話番号：011-211-2988

更新日：2024年1月4日